

社会福祉施設等耐震化促進事業（耐震診断、耐震改修）の概要について

事業の目的

- 自力での避難が困難な利用者の安心・安全を確保するため、耐震診断や耐震改修を行う施設に対し、その費用の一部を補助する。
- 事業期間である令和7年度末までに、民間社会福祉施設等の耐震化完了を図る。

I 耐震診断

1 補助対象者

下記の条件の全てを満たす施設の設置者

- 社会福祉施設等であること
- 私立施設であること
- 自己所有施設であること
- 建築基準法における新耐震基準(昭和56年6月1日施行)導入以前に建築された施設又は平成12年5月31日までに新築の工事に着手した平屋建て若しくは2階建てで在来軸組工法の木造の建物であること
- 施設の設置基準を満たしている施設であること

2 補助対象事業

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成18年国土交通省告示第184号)に定める方法により、補助対象年度内に実施する耐震診断

3 補助対象経費

耐震診断に要する経費

※ 耐震診断の妥当性を裏付ける専門機関による「評価」は対象外

4 補助率

4/5

都補助 4/5	設置者負担 1/5
------------	--------------

※ 基準額

- 1,000㎡以内の部分 … 3,670円/㎡
- 1,000㎡を超え、2,000㎡以内の部分 … 1,570円/㎡
- 2,000㎡を超える部分 … 1,050円/㎡

II 耐震改修

1 補助対象者

下記の条件の全てを満たす施設の設置者

- 左記『I 耐震診断』の「1 補助対象者」に定める各条件
- 構造耐震指標(Is値)が0.7未満であること(鉄筋コンクリート造、鉄骨造、その他造)
- 構造耐震指標(Iw値)が1.1未満であること(木造)

2 補助対象事業

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成18年国土交通省告示第184号)に定める方法により耐震診断を実施し、その結果に基づいて行う耐震改修工事
※ 改修によって、構造耐震指標が基準値を超え、又はこれと同等の耐震性能が認められること。

3 補助対象経費

- 柱、壁、梁等の補強や増設等の耐震補強に要する経費
- 耐震改修中に代替的に利用する仮設施設の整備費

4 補助率

- Is値が0.3(Iw値が0.7)未満 … 7/8

都補助 7/8	設置者負担 1/8
------------	--------------

- Is値が0.3以上0.7未満(Iw値が0.7以上1.1未満) … 13/16

都補助 13/16	設置者負担 3/16
--------------	---------------

※1 ()内は木造の場合

※2 耐震改修経費の基準額 … 51,200円/㎡
(Is値が0.3未満相当である場合は56,300円/㎡)

※3 仮設施設整備の基準額 … 30,900千円/1施設